

第4

項目	細項目	No	意見概要	意見に対する考え方	延べ意見数
4		1	生物の防除は簡単には達成できないが、しっかりした計画を立てること、協議・検討の場、防除後のモニタリングは非常に重要、これらが機能すれば、非常に良い結果が得られるのではないか。	ご意見の趣旨は盛り込んでいるものと考えます。	2
		2	「除去」の方法が詳しく述べられているものの、「予防」に関する事項を述べる段がない。現時点で侵入している外来生物を除去する方策をたてることと同程度に、今後、侵入する可能性のある外来生物についてその侵入をいかにして予防するか、そのための方策を段をとって詳しく述べるかこの点に着目した内容に書き換えるべきである。	予防については、第3において、飼養等、輸入、譲渡し等について原則禁止とし、適切な飼養等を行うことができると認められる者に限り許可をもって認める旨記述しています。また、第5の3の第3段落に「早期発見、早期対応」について記述しています。	2
		3	我が国に故意に搬入した者、又はそれを指示した者が明確な場合はその者が防除に必要な費用を負担するべきではないか。	本法では、飼養等している特定外来生物を野外に放したことが明らかな場合に、防除が必要となった場合において、防除費用の全部又は一部を負担させることができるとしています。	5
		4	公的機関による防除のみ記されているが、個人の土地や内水面等で個人が行う防除行為についても言及した方が良い。防除行為に係る指導体制や官報広報による指導、個体の処理等も掲載した方が良い。	民間団体が本法に基づく防除を行う場合には、防除の認定を受けることができ、その旨記述しています。	1
		5	防除による生態系への影響を予測し、これを公表して一般に意見を聞くようにしてほしい。防除する際は他の在来生物に対して、被害が出ないような対策を講じてから行うようにされたい。また、防除したことによる経過報告は必要。	計画的な防除については、地域において協議の場を設け、合意形成を図りながら実施する旨記述しています。また、他の在来生物への影響が出ないように注意して行うこととしています。なお、本法の規定により、防除の実施状況について主務大臣は認定を受けた者に対し報告を求めることができるとされています。	5

項目	細項目	No	意見概要	意見に対する考え方	延べ意見数
		6	関係者について明記されていないので、「関係団体、企業、利用者等」明記願う。	2(2)アにおいて、関係者を例示しています。	1
		7	科学的知見についての明示されていないので、「生態学、経済学、農学、林学、水産学等科学的知見」と修正願う。	防除の対象となる特定外来生物や地域の状況に応じて必要な科学的知見は異なりますので、ここでは例示をしておりません。	1
		8	これ以上、外来種を拡散させない措置をとることは必要だが、すでにその生物を取り巻く産業が成り立っている場合は、拡散防止の措置はとって、駆除の対象とはしないなどの案も必要。	防除については、対象となる特定外来生物や地域の状況に応じて適切な目標を設定しつつ、計画的かつ順応的に実施することが必要と考えます。	1
		9	移入種による被害は移入種によるものと言うよりも、明らかに計画性を欠いた当初の失政にあると指摘する。その回避が生物の駆除というのは失笑である。	外来生物による問題は、人間が意図的又は非意図的に外来生物を野外に放出等することにより引き起こしたものであるということは第1において記述しました。そのような認識に立った上で、外来生物による被害については、適切な防除の実施により対応すべきと考えます。	1
		10	外来生物問題は、人間の傲慢、エゴがもたらしたものであり、生物に対する謙虚な対応姿勢が必要。まず駆除ありきではなく、共生できる方策を思索すべきであり、外来生物にも一定の居住空間を提供しないといけない。外来生物の居住区間の設定とそこへの移動、各地等の共生対応が重要である。	〃	1
		11	法の施行で廃業する昆虫ショップや爬虫類ショップ等のオーナーなどを同定専門官として配置してはどうか。	ご意見は、法の運用に際して参考にさせていただきます。	1
		12	むやみやたらに防除するのでは限られたリソースを無駄に使うことになりかねないため、費用対効果や実現可能性の点から合理的である場合に限り行うことを明記すべき。	ご意見を踏まえ、費用対効果や実現可能性の観点からの優先度を考慮し、効率的かつ効果的に防除を推進する旨修文します。	4

項目	細項目	No	意見概要	意見に対する考え方	延べ意見数
		13	防除については、予算措置を確実にを行うことを担保し、国や地方での長期的な科学的な知見の集積、人的資源の確保を確実に担保しうる文言を付加すべきである。	財政的な支援については、法に根拠となる条文がないため、基本方針に明記することはできません。本法の運用に当たり、参考にさせていただきます。	1
		14	防除に至る流れが不明確である。本文からすると主に主務大臣が独断と偏見で承認すれば無駄な税金を投入しかねない。特に一部地方を基盤にしている政治家の圧力で好き勝手ができる可能性が大きい。	防除の確認・認定については、原則として防除の公示に沿う防除実施計画が策定されている場合に行うこととしています。	1
		15	防除の為に他人の土地に立ち入り、立ち木等をかってに伐採できること自体が国民の財産保護をうたった憲法違反ではないか。	本法では、特定外来生物による被害を防止するため必要な限度において他人の土地に立入支障木を伐採することなどができるとされています。そのような行為を行う場合にはあらかじめ土地所有者に通知し意見を述べる機会を与えとともに、損失補償についての規定も定められています。	1
		16	法令施行直後の野外投棄が相次いで発生するのを防ぐために罰則規定を盛り込むべきである。	本法では、飼養等している特定外来生物について野外に放つ等の行為を行った場合は、罰則が科せられることとされています。	1
		17	防除を行う団体等についても広く募集し公平な入札等行われるよう望む。	実際に防除に当たる団体等は防除の実施主体において検討されるものです。	1
		18	防除に相当な困難あるいは不可能が認められる場合、防除の過程においてこれを認識した場合は、速やかに防除の撤退、縮小又は優先度の再編を行うことにより、防除にかかる費用の圧縮を図るべき。国民の税金を投入するのだから、対費用効果を常に考え施行しなければならないと考える。	ご意見を踏まえ、費用対効果や実現可能性の観点からの優先度を考慮し、効率的かつ効果的に防除を推進する旨修文します。	2

項目	細項目	No	意見概要	意見に対する考え方	延べ意見数
		19	各地域の抱える問題であるにも係わらず、防除の対策が都道府県レベル、また公示は国、という、全く柔軟性のない法律になっている。同一都道府県内でも地域ごとに事情は変わってくることもあるので、そういった事例にも柔軟に対応して欲しい。	防除については、対象となる特定外来生物や地域の状況に応じて適切な目標を設定しつつ、計画的かつ順応的に実施することが必要と考えます。	2
		20	予算を莫大に使う全国規模の駆除・防除に関しては、様々な観点からリスクとベネフィットを考慮し、関係する各分野の方々と十分な審議をした上、実施または保留、凍結等のご判断を希望する。	ご意見を踏まえ、費用対効果や実現可能性の観点からの優先度を考慮し、効率的かつ効果的に防除を推進する旨修文します。	1
		21	「関係者との連携」とあるがこの関係者には「その生物にまつわる全ての産業従事者・団体・NPO法人」「利用者」を含むことを明記されたい。	2(2)のアにおいて、合意形成を図りながら防除を実施するため、学識経験者、関係行政機関、自然保護団体、地域住民のほか、必要に応じて農林水産業団体や狩猟団体等からなる協議のための場を設け、とあるとおり、利用者も関係者として参画することが可能と考えます。	1
		22	防除の目標を、影響の低減を目標にする等に留める配慮が必要だと思う。	被害を防止するために必要であれば、地域からの完全排除を目標にすることがあると考えます。	1
		23	特定外来生物の生態系からの排除判断は、個々の場合で異なるのに、案に具体的な生物名の記述がないため、是非の論じようがない。	個々の特定外来生物の選定は、本基本方針が決定してから、基本方針の考え方に沿って行われます。	1
		24	すでに野外等に存在する場合には、計画的な防除をする前に、数年間の観察期間等を経て、厳密な食害調査などの手続きを踏むべきある。	個々の防除計画の策定に際して、対象となる外来生物の特性や地域の状況に応じて検討すべきことと考えます。	1

項目	細項目	No	意見概要	意見に対する考え方	延べ意見数
		25	防除の目標設定にともなう実施状況のモニタリング、それに基づく目標の再設定といった順応的管理の手法を採用するべきであり、「防除が必要な場合には、…国が防除の＜基本計画を策定の上＞公示を行い」とすべき。	本法では、防除をするには、国が防除の公示を行うこととされています。	1
		26	種によっては、捕獲情報自体が外来対策研究に役立つことから、個体に関する情報、頭数、捕獲地点、捕獲状況等をきちんと記録に残し、統計化、データベース化しておくべきである。	ご意見は、法の運用に際して参考にさせていただきます。	1
					41
4-1		1	都道府県の受け入れ態勢について早急に調査し、場合によっては体制を整備するための指導を行うことを提案したい。また、関係機関との連絡調整についても、その体制を公表し、情報を広く共有することを提案したい。	都道府県に指導を行うことは考えていませんが、都道府県も含めた関係機関との連絡調整や情報の共有等については、今後検討することとしています。	1
		2	許可権を軌道に乗るまで国が保持し、その後地方自治体へ譲渡するなど、将来的な各地方自治体への譲渡を念頭に置き、現在は厳重な方向で考えるべきだ。	本法に係る事務は主務大臣が行うこととされています。	1
					2
	(1)	1	各実施主体間の連携を図るための調整は、防除の権限を有する国が原則として行うと理解してよいか。	防除の公示については国が行いますが、防除の実施は国以外の者が行うことがあり、各実施主体間の連携のための調整は地方公共団体や民間団体などの主体も行うこととなります。	1

項目	細項目	No	意見概要	意見に対する考え方	延べ意見数
		2	防除の対象となる生物の種、地域、期間、防除方法等を文章だけでなく、地図、図解等による具体的で詳しい情報の公示を希望する。特に河川、海等では対象地域の特定が現場では困難な為、立て札等による現地での公示も必要と考えられる。	ご意見は、法の運用に際して参考にさせていただきます。	1
		3	「国、地方公共団体、民間団体等が防除を行うべき地域」との記載について、防除を行う主務大臣、国の関係行政機関、都道府県、市町村及び民間団体等各主体の役割(分担)に係る国の基本的な考え方を示すことが望ましい。	ご指摘の各主体の役割(分担)に係る国の基本的な考え方については、1(1)の前半部分において示しています。	2
		4	防除の優先的な種や地域の選定をどのような手順で行うかが示されていない。定着の早期段階の場合、予防原則に則り、科学的被害の判定が不十分な場合でも、早期発見・迅速対応の観点から、費用対効果を高めるために防除に取り組む必要がある。予算や人員などの制限のある中で、緊急性、重要性、成功可能性などを考慮し、目標が達成されるまで取り組む必要がある。中途半端に取り組んで、対策が頓挫しないよう制度的な歯止めを設けるべき。	ご意見を踏まえ、費用対効果や実現可能性の観点からの優先度を考慮し、効率的かつ効果的に防除を推進する旨修文します。	2
		5	防除の公示は計画段階の公示だけでなく、防除の進捗状況を定期的に公示すべきである。その際、駆除頭数と駆除地域、残存生息数、被害動向、防除の評価、今後の対策なども公示すべきである。	防除の進捗状況等については、公示の対象とはなりませんが必要に応じ報告書等の形で公表されることが考えられます。	1
		6	「優先度の高い地域」という文言は非常に曖昧であり、その後の条文でも具体的に示されていないため、優先度に係る考え方を文言に加えるよう検討していただきたい。	制度上その保全を図ることとされている地域などのことです。	1

項目	細項目	No	意見概要	意見に対する考え方	延べ意見数
		7	防除の公示について「官報に掲載して行うほか…」とあるが、弁護士等以外で官報を取っている人がいるのか。	国の公示は通常官報に掲載することで行っていますが、ここではより広く知らせるため、掲示板への掲示やインターネット等の手段も活用することとしています。	1
		8	防除の公示を国民に広くとあるのに何故テレビ、ラジオ等のメディアを使わないのか。	〃	2
		9	動物愛護法の存在すら90%の国民が知らないのが現状であり、本当の意味で地域住民が知らない状態で防除が行われる危険性がある。	〃	1
		10	それぞれの特定外来生物の防除の案件について、パブリックコメントを募った上で、採決して公示すべきと考える。	緊急的な防除については、速やかに公示をすることが必要であり、又、計画的な防除については、地域において協議の場を設け合意形成を図りながら防除を実施することとしています。	1
		11	インターネットの場合、ガードがかからないようにしてほしい。	ご意見は、今後の参考にさせていただきます。	1
		12	保護を考慮しなければならない絶滅危惧種が高密度で生息している地域で、保全指定の無い地域もあるため、「国は、制度上その保全を図ることとされている地域や絶滅危惧種の生息地など、全国的な観点から防除を進める優先度の高い地域から、防除を進める。」とされたい。	ご指摘の内容は、「制度上その保全を図ることとされている地域など」に含まれるものと考えております。	1
					15

項目	細項目	No	意見概要	意見に対する考え方	延べ意見数
	(2)	1	被害の確認の根拠をどのように判断するのか明示されていないので、被害の確認状況を公の場に提示するよう記述願う。また、確認状況は詳細に提示するものとし、季節・環境等に大きく影響を受ける可能性のあるデータでは地域指定できないようにすべき。	防除実施計画の策定の中で検討されるべきものと考えます。	2
		2	「外来生物が稀少在来生物を捕食しているから」だけではなく、在来生物と外来生物の稀少在来生物の捕食状況を確認するなど区域、期間について公的機関、学識者、関連企業等による調査を実施後、防除を行うべき。	〃	1
		3	『必要な期間』の基準が見えない。あいまいな基準に対して『防除の目標』を立てても、結果として残るのは膨大な税金消費と、不完全な防除結果ではないか。	必要な期間や目標は対象とする特定外来生物、対象地域の状況に応じて設定すべきものと考えます。	3
		4	全国に広く蔓延するなどしている場合、重点地域を定め、そこで集中して行うようにするべき。	ご意見は、法の運用に際して参考にさせていただきます。	1
		5	効果が認められない場合であるにも係わらず、いたずらに期間延長をするのでは税金の無駄遣いであり、駆除効果の判定は慎重に行い、第三者機関などの正しい評価を得られる形を整えるべき。さらに、効果が認められない場合にはその防除を中止させ、その後も効果的な方法が見出せない場合には、その種を帰化生物として有効利用する方向性も視野に入れるべき。	防除については、実施状況をモニタリングし、その結果を分析して実施に反映させる順応的な方法で行うことが重要であるとしています。また、防除結果の評価と防除方法の見直しについては、同趣旨の記述を第4の2(2)エで行っています。	2
		6	農林水産業団体との協議は必須と考えるため、「…のほか、必要に応じて」ではなく、「…のほか、関係する」とすべき。	生態系被害のみで農林水産被害がない場合も考えられますので、原案のとおりとします。	1
		7	土地所有者等との調整について、利用者も加えた文言に訂正していただきたい。	ここでは防除を行う地域に権利を有している者との調整について記述しています。	1

項目	細項目	No	意見概要	意見に対する考え方	延べ意見数
		8	外来生物によって極相が保たれている場合、防除により生態系の混乱を招くことが懸念される。また、同種の外来生物でも地域により社会に対する貢献度が大きく異なる。防除を行う地域を選定する際、このことを配慮すべき。	ご意見は、法の運用に際して参考にさせていただきます。	2
		9	防除の参加は任意で登録し参加したくない人間に強要してはならないため、「確認又は認定を受けていることを証明する書類を携帯すること」に賛成。	参考にさせていただきます。	1
		10	防除を行う区域及び期間は、「...必要な期間の延長や防除区域の変更等が行えるようにする」として頂きたい。	ご意見を踏まえ修文します。	1
		11	全国や広範な地域を対象に防除の区域を定めることとする、とのことだが、地域ごとの事情があるので、慎重になって欲しい。	地域の状況等に応じて適切に実施することが必要と考えます。	1
		12	防除に関して、地域の情報に基づき、学識経験者、関係行政、自然保護団体、地域住民などにより、合意形成を図るための協議会を設けることが盛り込まれていることは評価でき、ぜひモデルとなる事例を積み重ねていただきたい。	本法に基づく防除の実施に当たっては、他の地域の参考になるような協議会を適切に設置運営したいと考えます。	1
		13	防除の効果については、広く告知する必要がある、情報公開の徹底を義務づけることの明文化を求める。	防除実施計画の実行状況等については、専門的観点から分析・評価するための検討をする場を設けることとしています。	1
		14	必要な期間の延長とあるが、1年度毎に防除の対象とすべきどうか見直し計画を含めた上での議論を実施し、年度毎の更新制度とすることを要求する。	対象となる生物や地域の状況等に応じて検討すべきものと考えます。	1

項目	細項目	No	意見概要	意見に対する考え方	延べ意見数
		15	議論の実施は有識者の他、「その生物にまつわる全ての産業従事者・団体・NPO法人」「利用者」「原産国の見解」「導入当時の関係省庁」「パブリックコメント」による委員会形式によることの明文化を要求する。	ご意見の趣旨は含まれているものと考えます。	1
		16	公示に際しては、駆除区域に設定した理由及びその根拠も公示されると解釈してよいのか。	ご意見は、法の運用に際して参考にさせていただきます。	1
		17	当該生物を利用している方へ配慮し、当該生物を一定区域に封入することで利用者を救済できるよう条文を変えた方がいいのではないのか。	本法は外来生物による被害の防止を目的としています。一義的には、被害にどう対処するかが重要です。	1
					22
	(3)	1	稀少生物保護の観点からも事業者が使用する網・防護柵等大量捕獲可能な道具類による捕獲・採取は禁止とする文言を追加すべき。	できるだけ混獲しないような道具の構造、捕獲技術等が必要と考えます。	1
		2	防除の方法や、目標について適正かどうか判定する必要がある。	ご指摘の趣旨は、防除の確認・認定の手続で担保できるものと考えます。	1
		3	「全国や広範な地域を対象に」とあるが中途半端な印象を受ける。	具体の地域は、対象とする特定外来生物や地域の状況等に応じて検討すべきものと考えます。	1
		4	捕獲、採取、殺処分、防護柵の設置等は、生物の種の特性、習性、生態等によって異なり、一般論では対処できない。このため、「防除の目標に照らし、捕獲、採取、殺処分、防護柵の設置等の方法を明らかにするとともに、捕獲等した個体の取扱いの方法についても、＜ガイドラインを設けて＞明らかにする」とすべき。	ご意見は、法の運用に際して参考にさせていただきます。	1

項目	細項目	No	意見概要	意見に対する考え方	延べ意見数
		5	捕獲箱に猫や犬などがかかる可能性が高いが、器物損壊罪、損害賠償請求等の対象となる。また、錯誤捕獲というよりも、おびき寄せの餌によっては様々な種の種が混獲される。「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(略)」の対象となる特定外来生物の防除を行う場合には、＜人の財産への侵害、および＞在来鳥獣等の錯誤捕獲・＜混獲＞を避けること」とすべき。	ここでは代表的な例示として「錯誤捕獲」を挙げています。	1
4-2		1	すでに定着している外来生物について、無駄に公費を浪費する可能性が高い駆除ありきではなく、拡散を防止しながら有効な活用をしていく方策も考慮いただきたい。	ご意見を踏まえ、費用対効果や実現可能性の観点からの優先度を考慮し、効率的かつ効果的に防除を推進する旨修文します。	3
		2	目標通りに防除出来たかどうか、環境省なりが審査／判定する必要がある。	認定した防除については、防除の状況について報告を求めることができますとされています。	1
		3	「やむを得ず」という表現が本来意味する「万策を尽くした結果」というイメージが全くない。例えば不妊放獣等がどれくらい効果があるのか、サンプル地域を設けて調査する必要があるのではないのか。そうでないのならば、「やむを得ず」にならないのではないのか。	個体の処分については、動物の愛護及び管理に関する法律の考え方に沿って適切に行われることが必要と考えます。	1
		4	希少な野生生物が多く生息・生育する地域に捕食性や繁殖力が強い特定外来生物が発見された場合などには、とあるが、こういった物事の判定にこそ、科学的知見が必要とされるのではないのか。	事実関係として確認できるものです。	1
		5	一方的に防除を実施するのではなく、コスト的に見合ったものなのかなどを検証する必要があると考える。	費用対効果や実現可能性の観点からの優先順位を考慮する旨、第4の柱書きに追加記述します。	1

項目	細項目	No	意見概要	意見に対する考え方	延べ意見数
		6	被害状況の根拠となる因果関係にまで踏み込んだ調査資料に基づいた報告書を公開すべき。	防除実施計画の策定の中で検討されるべきものと考えます。	1
					8
	(1)	1	緊急防除にあたり、「国と関係機関と連絡調整の上」と記述されているが具体的関係機関の記述がないため、別紙等により関係機関を記述願う。	関係機関は地域や被害の状況により異なるものと考えます。	1
		2	緊急的な防除が必要な場合は、防除の公示を待たず、あるいは、防除の確認を受けることができないまま実施することが想定される。この場合、原因者に求償することができなくなることが想定されるが、費用負担は誰が行うのか。	基本的には防除の実施者が負担することとなります。	1
		3	法律施行直前の野外投棄防止の目的から、賠償責任は遡及出来る規定を盛り込むべきである。また、手に負えなくなった生き物の処分方法についても明文化すべきである。	行為の規制は法律施行後となります。手に負えなくなった生き物を遺棄することがないよう普及啓発をすることが必要と考えます。	1
		4	在来種と交雑することが明らかかすでに交雑がはじまっていることを確認した場合には緊急的な防除を実施すべきであり、緊急的な防除の実施の項目に、在来種との交雑が確認された場合も明記して頂きたい。	希少な野生生物は例示であり、緊急性が見られる場合には、緊急的な防除を実施することは可能です。	1
		5	「捕食性や繁殖力が強い特定外来生物」となっているが「(1) 緊急的な防除の実施」では「捕食性の高い特定外来生物」のみになっている。特定外来生物に指定された生物の一部のみを指すように感じるので、「捕食性や繁殖力が強い」と「捕食性の高い」の文言を削除されたい。	緊急に対応すべきものとして「捕食性が高い」ものを挙げています。	1

項目	細項目	No	意見概要	意見に対する考え方	延べ意見数
		6	人の生命・身体に被害を及ぼすものは特定外来生物に限らないので、この項目はどうかすべき。在来種が毒化するようなケースも例があり、項目の建て方を再考すべきである。	本法では、海外からその本来の分布域を越えて我が国に導入される生物を対象として扱っております。	1
					6
	(2)	1	利用者を抜きに勝手に駆除計画が作られたり、実行されることは、利用者にとって迷惑であり混乱が生じる恐れもあるので、利用者也計画の作成や実行方法の検討に参加できるようにしてもらいたい。また、防除実施計画の実施可能性及び実行状況を分析・評価する場にも利用者が参加することができるよう要望する。	2(2)のアにおいて、合意形成を図りながら防除を実施するため、学識経験者、関係行政機関、自然保護団体、地域住民のほか、必要に応じて農林水産業団体や狩猟団体等からなる協議のための場を設け、とあるとおり、利用者も関係者として参画することが可能と考えます。なお、実行状況を分析、評価は生物学等の専門的な観点から必要に応じ場を設けて行われることと考えています。	82
		2	防除を実施するための協議会について、早急に適切な構成による協議会を設けていただきたい。	参考として承ります。	3
		3	「場合によって」はでなく必ず評価・検討の場を設けるべきことを修正願う。また、その主催者・出席者においても明記すべき。	評価・検討ができるならば、必ずしも別途場を設ける必要はないものと考えます。	1
		4	被害調査等は利害関係のない第三者が公正だと判断できるレベルまで子細にわたって行われるべき。	防除実施計画の策定の中で検討すべきものと考えます。	1
		5	報告内容については、防除のみの状況ではなく、保護すべき在来生物の個体数と推移、現在までの環境変化、改善予想等を組み込むと同時に、改善が見られない場合、効果がない場合は計画を中止すべき文言を追加すべき。	防除の実施に関しては、実施状況をモニタリングしながらその結果を防除に反映する順応的な実施が必要と考えます。	1

項目	細項目	No	意見概要	意見に対する考え方	延べ意見数
		6	4-2(2)の「防除の主体」と(4)アの「防除を行う主体」は、同一の意味合いか。	4-2(2)の「防除の主体」は確認・認定を受ける者であり、(4)アの「防除を行う主体」は、国も含んだ防除主体全般となります。	1
		7	防除によって起こる変化は、特定外来生物自体にとどまるものではなく、互いに影響しあっている様々な生物に及ぶものであることから、在来生物の増減、防除対象以外の外来生物の増減などについてもモニタリングの対象とし、生態系全体を把握するようにすべき。	ご意見を踏まえ、特定外来生物による被害の状況等についてもモニタリング対象とする旨修文します。	6
		8	緊急的防除及び計画的防除の必要な種の発見や被害判定の通報システムや対策を立てる優先度の選定の規定がない。限られた予算と人員を理由として、緊急的対応や計画的対応がスムーズに進まないことは予想される。	防除の優先度については、第4の柱書きに追加記述します。	1
		9	法第13条の「主務大臣等は、…防除に必要な限度に置いて、他人の土地若しくは水面に立入り…させることができる」の内容に比べ、基本方針の表現は消極的になっている。これでは、土地所有者の理解が得られなければ、その土地での防除は不可能になる。他人の土地でも防除が可能な積極的な表現にすべきである。	ご意見も踏まえ、必要に応じ防除の内容を説明し可能な限り理解を得る旨修文します。	1
		10	合意形成を図る為には、協議及び検討の場に「動物愛護団体」も含めるよう明記して頂きたい。	狩猟団体等の「等」に含まれるものと考えます。	2
		11	通常、野外において土地等の所有者は判別しがたく、また、土地の立入り、狩猟、釣等が慣習上、自由になされている場所では、技術的に可能ではあっても、防除の説明の必要はないものと思われる。また、法13条に照らしても、所有者等の理解は必須条件ではない。このため実務的な見地から修文すべきであり、「所有者等に対しては、必要に応じ防除の内容を説明し、可能な限り理解を得るものとする」と改める。	ご意見も踏まえ、必要に応じ防除の内容を説明し可能な限り理解を得る旨修文します。	1

項目	細項目	No	意見概要	意見に対する考え方	延べ意見数
		12	駆除の直後は激減するが、個体が残っていればまた増え、駆除の繰り返しになり、意味がない。	(2)エに記述したとおり、防除の効果を確認しつつ、その結果を防除の実施に反映させることが必要と考えます。	1
		13	全体的に、被害の基準が不明確。特定外来生物と決めてしまっからのことばかりに触れられており、一番大事な選定基準や地域の選定などが非常に曖昧である。	選定基準は第2に記述しています。地域の選定は地域の状況に応じて行うこととなります。	1
		14	議論の実施は有識者の他、「その生物にまつわる全ての産業従事者・団体・NPO法人」「利用者」「原産国の見解」「導入当時の関係省庁」「パブリックコメント」による委員会形式によることの明文化を要求する。	2(2)のアにおいて、合意形成を図りながら防除を実施するため、学識経験者、関係行政機関、自然保護団体、地域住民のほか、必要に応じて農林水産業団体や狩猟団体等からなる協議のための場を設け、とあるとおり、利用者も関係者として参画することが可能と考えます。なお、実行状況を分析、評価するのは生物学等の専門的な観点からのみ別の場を設けて行われるものと考えています。	1
		15	「防除を円滑に行うため」という文章を「防除を円滑に行い且つ防除の見直しを含め」に訂正することを求める。	見直しは必要に応じて行われるものです。	1
		16	国民の税金による防除事業において、防除の計画遂行状況を随時監視できるNPO法人等の機関の設置を義務づける必要がある。	防除実施計画の実行状況等については、必要に応じ専門的観点から分析・評価するための検討をする場を設けることとしています。	1
		17	「防除の実施並びに防除の見直しを計画に反映させるものとする。」と訂正されたい。	「防除の見直し」についてはすでに記述しています。	1
		18	「選定前に十分な調査」がまるでないのは何故か。在来種と外来種の共生・共存の可能性は全く無視なのか。既に入っていて有効利用されている種に対しては「被害を及ぼすおそれ」程度では指定理由に足りているとは思えず、絶対に調査すべき。	特定外来生物の選定の考え方については、第2に記述しています。	1

項目	細項目	No	意見概要	意見に対する考え方	延べ意見数
		19	防除計画には、防除事業の効果を科学的・計画的・社会経済学的に判断する方法を盛りこむべきこと。	防除実施計画の実行状況等については、必要に応じ専門的観点から分析・評価するための検討をする場を設けることとしています。	1
		20	「地域に根ざした情報」とはどのような情報が解らないため、「当該地域で得られている情報」に変更するべき。	当該地域に関係する情報という意味でこのような表現としています。	1
		21	生態系に分布するという表現は妥当でないため、「様々な環境に分布する」に変更するべき。	種類の違った様々な生態系にまたがって分布しているという趣旨です。	1
		22	無駄な税金が使われることのないよう、ボランティアを募り、現在の利用者を防除作業者とすることも考慮されたい。	具体的な方法は、対象とする特定外来生物、対象地域の状況により検討すべきものと考えます。	1
					111
	(3)	1	「社会の役に立っている特定外来生物については、関係者と十分調整を図った上で、防除計画を策定する」などの記述の追加を要望する。また、大きな役割とは国土保全等に加えて、「社会的」、「文化的」、「生活的」記述の追加を要望する。	防除計画を策定する場合には、地域において合意形成を図りながら進める旨第4の2(2)のアにおいて記述しています。また、大きな役割としては特に公的な目的に関して例示しています。	72
		2	「すでに国土保全等において」とあるが、加えて「地域の経済的発展等」も考慮してほしい。地域に密着した外来生物は防除するより帰化生物と認め有効利用したほうが得策。	公益性の高い例について例示をしています。	9
		3	国民生活に対し大きな役割を果たしている外来生物に関して関係者と十分調整を図るのは当然のことである。	ご意見は参考とさせていただきます。	5

項目	細項目	No	意見概要	意見に対する考え方	延べ意見数
		4	法律において国民全ての現在の生活を守る事を前提としない法律ならば、成立に伴う補償制度の議論は必ず行なう事。	本法は外来生物による被害の防止を目的としています。一義的には、被害を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるのであれば対応が必要と考えます。	1
		5	特定種の指定による防除(殺生)を広く国民全員に強制・強要するものであってはならないため、(コ)として「防除は植物類、魚類、鳥類、動物類、昆虫類、爬虫類、両生類、如何に係わらず、国・自治体より許可を受けたものののみが行えるものとする。」を追記する。	本法では防除を国民全員に強要することにはなっていません。	1
		6	防除に当たって、当該の外来生物が確実に捕獲出来る保証や、実績がないにもかかわらずそれを実施すると言うことは、在来生物への影響について無視した方法と考えられる。実際に環境・農水省が行った防除の結果を公表し、その賛否を募る事を優先すべき課題だと考える。内外水面に関わる全ての者に対し、告知を更に広げ、多くの意見をまとめ吟味することが大事だと考える。	在来生物の混獲等に配慮して実施することとしています。	3
		7	防除の目標に"区域からの完全排除、影響の封じ込め、影響の低減"とあるが、これらを行った後如何なる方法にて従来の生態系を復元、維持するのか。	具体的な方法は、対象とする特定外来生物、対象地域の状況により検討すべきものと考えます。	1
		8	錯誤捕獲の対策等実施にあたり、書類提示はもちろんであり、国または第三者の団体による立会い・調査・監督者の設置等明記すべき。	防除の確認・認定に際しては、防除の公示に沿った適切な内容の防除計画かどうかを審査することとしています。	1
		9	「コ」として、「害虫、雑草等の防除に際しては、農薬が広範に撒かれることによって非標的生物や人畜への被害が生じないように適切に行うこと。」を追加する。	2(4)イに生態系へ支障がないよう配慮する旨修文します。	1

項目	細項目	No	意見概要	意見に対する考え方	延べ意見数
		10	特定外来生物の防除は、捕獲、殺処分を安全、簡単に、安価に行うことができなければ進まない。殺処分の方法については、種毎に地域の実情を踏まえた方法で行うことができるよう配慮願いたい。	ご意見は、法の運用に際して参考にさせていただきます。	1
		11	「社会的に積極的な役割を果たしている外来生物～社会的・経済的影響も考慮し」という一文はここにまとめるべきではない。選定されてしまった後、防除の現場で判断できる内容では無い。	「社会的に積極的な役割を果たしている外来生物～社会的・経済的影響も考慮し」という文は特定外来生物の選定の際の考慮事項であって、防除においては記述しておりません。	1
		12	国土保全等において大きな役割を果たしている特定外来生物について、関係者と十分な調整を早い段階から行うことが必要であり、そのことを明記すべき。	防除実施計画を策定する段階で関係行政機関と連携を図る旨、2(2)イに記述しています。	1
		13	防除に費やすことのできるリソースは限られているのであるから、実現可能性、費用対効果、優先順位といったことを考慮することは極めて重要であり、こうした点についても留意事項として明記すべき。	ご意見の趣旨については、第4の柱書きに優先順位を考慮する旨修文します。	4
		14	個体の処分について、「適切」では、心情的判断により評価が振れるため「…合理的な…」とすべき。	個体の処分については、動物の愛護及び管理に関する法律の考え方に沿って適切に行うこととしています。	1
		15	具体的に何を示すのかを想定できず、非常にあいまいな表現であり、例外を設けることになり、また防除反対の根拠を与えるため、この項目(オ)の記述は削除すべきである。	国土保全等で特定外来生物を使用せざるを得ない場合、代替性がない場合は防除に際してその地域の防除方法に関して調整することとなると考えます。	1
		16	在来種への影響や錯誤捕獲等に配慮する必要があるが、あくまでも優先されるべきことは外来種防除の効率であるため、この項目(カ)は削除すべきである。外来種にとっても繁殖期前や繁殖中の個体駆除の方が駆除効率が高まる場合があるためである。	在来生物の繁殖に配慮をしながら効果的な防除を行うことが必要と考えます。	2

項目	細項目	No	意見概要	意見に対する考え方	延べ意見数
		17	実際にそのようなことがあるのか不明であるが、あくまでも優先されるべきことは外来種防除の効率であるため、留意事項ケについては、在来種への影響や錯誤捕獲等に配慮する程度の表現で良い。	在来の鳥獣への影響に留意して防除を実施する旨修文します。	1
		18	誰もが確認(視認)できるよう外装等に着用を義務付けるような記述に訂正していただけるよう検討していただきたい。	(3)イに同趣旨の記述をしています。	1
		19	適正な実施が図られるよう、「捕獲団体等は関係行政機関並びに防除実施主体の責任のもと、防除の目標に照らして適切に処分することとし、個人的な持ち帰りや、野外への放置及び殺処分等のないようにするものとする。」に訂正していただきたい。	殺処分が必要な場合もあり得るものであり、その際には、適切な方法で実施すべきと考えます。	1
		20	「やむを得ず殺処分しなければならない場合」との記述があるが、できるだけ殺処分は避けるよう文言を訂正していただきたい。	ご指摘の趣旨は「やむを得ず」という表現に含まれるものと考えます。	1
		21	アからケまでの外に、法律案に対する附帯決議の二にある、「特定外来生物の防除の実施に際しては、防除を行う地域における在来生物の混獲等への配慮や危険なワナの使用を避け、在来生物の生態系に影響を及ぼさないよう努めること。」の記述を加えていただきたい。	危険なワナの使用を避けること等については、(4)に記述をしており、また、生態系に支障がないよう配慮する旨の修文をします。	1
		22	猟具の標識(あるいは立て札)には、対象種及び実施期間の明記をすべきと考えます。少なくとも対象種の明記がなくてはその猟具で錯誤捕獲されていても分かりません。	ご意見は、法の運用に際して参考にさせていただきます。	1
		23	魚を殺さなければならないという義務を負うことで環境問題意識を高める第一歩である野外レクリエーションから足を遠のけていくのではないか。	防除は防除の主体が行うものであり、他の人に義務を課すものではありません。	1

項目	細項目	No	意見概要	意見に対する考え方	延べ意見数
		24	地域や用途により外来生物の対処の差別化を図るのであれば、きちんと地域の現状を把握して対策をする、しないの段階から考え直すべきである。	防除に際しては、地域の状況等に応じて実施することが必要と考えます。	1
		25	生命を奪われることで苦痛を感じない生物がこの世にいたろうか。人類の思い上がりも甚だしい情操教育に欠けるような記述は削除すべきである。	個体の処分については、動物の愛護及び管理に関する法律の考え方に沿って適切に行うこととしています。	1
		26	オについて、該当する外来生物が特定外来生物として防除の対象となるのか。この基本方針は国内全ての外来生物に対して「全て防除」するということなのか。著しい誤解を招くような記述の必要なし。	本法の対象は特定外来生物です。	1
		27	駆除にあたり、魚を例に挙げると、水抜き等の駆除方法は他の生物にもかなりの影響がでることは間違いないので、その辺を明確に規定してほしい。	防除に際しては、地域の状況等に応じて適切に実施することが必要と考えます。	1
		28	次の事項を追加すること。A.すでに定着している生物を防除する場合、以下の点について配慮し、防除作業中にモニタリングを実施する。a.防除そのものが、地域住民、防除作業従事者、及び防除される生物の利用者に及ぼす身体的、あるいは心理的影響。b.選択された防除方法が、地域住民、防除作業従事者、及び防除される生物の利用者に及ぼす身体的、あるいは心理的影響。	〃	1
		29	「イ 防除に使用する捕獲猟具(銃器を除く。)には、猟具ごとに、＜捕獲の目的、設置期間＞、実施者の住所、氏名、電話番号等の連絡先を記載した標識の装着等を行うものとする。」とすべき。	ご指摘の趣旨は「等」の中に含まれます。	1

項目	細項目	No	意見概要	意見に対する考え方	延べ意見数
		30	捕獲によって人の占有下にある動物は、動物愛護管理法の対象となることの周知徹底のため「エ 捕獲個体をやむを得ず殺処分しなければならない場合には、＜動物愛護法に基づく指針に従い、＞できる限り苦痛を与えない適切な方法で行うものとする。」を加えるべき。	個体の処分については、動物の愛護及び管理に関する法律の考え方に沿って適切に行うこととしています。	1
		31	鳥獣保護法が適用除外されている限り、銃器の使用は公衆の安全に重大な危機をおよぼすもので容認できないことから、「ク 空気銃を使用した捕獲等は、対象を負傷させた状態で取り逃がす危険性があるため、中・小型鳥類に限って使用するものとする。」を、「空気銃を使用した捕獲は認めないものとする」に変えるべき。	防除の対象となる特定外来生物の性質や地域の状況によっては、銃器を使用することがあり得ると考えます。	1
		32	一帯に大量の捕獲罠が設置された場合は、無差別捕獲・混獲は絶対に避けられないことから、「コ わなを設置した場合は、従事者が1日に見回ることのできる個数以上を設置しないこと。最低でも1日に1回は見回りを行い、目的外の鳥獣等が捕獲されていた場合は速やかにこれを放鳥獣等すること。」とすべき。	ご指摘のような具体的内容は、防除の確認・認定に際して個別に留意すべき内容と考えます。	1
		33	哺乳類や鳥類以外の特定外来生物については、他の法令が適用されるため、例えば「特定外来生物種として指定された哺乳類や鳥類の場合、以下の留意事項を遵守すべきであるが、他の分類群については、他の法令が適用するものとする。」と追記すべき。	ご意見を踏まえ、防除の実施に当たっては関係法令を遵守する旨の追加記述をします。	1
		34	錯誤捕獲の防止は重要なことだが、万全の対策を講じることは実質的に困難であるため、「 <u>事故の発生防止に万全の対策を講じるとともに錯誤捕獲防止に必要な対策を講じる</u> 」に変更すべき。	錯誤捕獲や事故が起きないよう、その発生防止に万全の対策を講じることとしています。	1
		35	防除は現に被害が確認されている地域でもなされるため、「 <u>現状の被害及び予想される被害の状況を勘案し</u> 」に変更されたい。	ここでは目標策定に当たり、今後予想される被害の状況について記述しています。	1

項目	細項目	No	意見概要	意見に対する考え方	延べ意見数
		36	すべての「期間、区域を避ける」では多くの場所で実質的に防除ができなくなりかねないため、「野生鳥獣の繁殖に <u>重大な</u> 支障がある」に変更するべき。	防除の実施に当たっては、「...期間、区域を避けるよう配慮する」としています。	1
		37	外来生物といえども既に移入後長期間が経過していて、地域の生態系の重要な構成種になっているような場合、たとえ在来生物に与える圧力が強いとしても、むやみに防除することによって生態系のバランスを壊し、環境悪化の原因になることも考えられる。この点について、留意事項として明記すべきである。	第4の2(4)に、防除の実施の際には、原則として地域の生態系へ支障がないようする旨の修文をします。	1
		38	許可証のない者の意図的な殺処分を規制してほしい。	本法では、本法に基づかない一般的な防除について規制するものではありません。	1
		39	「当該特定外来生物の果たしている役割を考慮し、防除の実施に際して関係者と十分調整を図るものとする」とありますが、この関係者に「利用者」も含めてほしい。	利用者も関係者として参画することが可能と考えます。	1
		40	自治体独自の防除に関する条例は、同じく動物愛護及び管理に関する法律に真っ向から対立している事にはならないか。条例自体が違法性を問われることになりはしないか。	本法は、防除に関する地方自治体独自の条例を制約するものではありません。	1
					129
	(4)	1	「緊急的に行う防除」の定義を明確にすること。	ご指摘の内容は、2(1)に記述しています。	30
		2	防除の際の混獲や誤捕獲をさけるとともに防除したくない人に駆除を強要しないよう「不特定多数の人を防除に強制的に参加させない」といった記述を追加してほしい。	確認・認定を受けた防除の実施主体に関し、本法において防除作業を国民に強要するような権限は発生しません。	68

項目	細項目	No	意見概要	意見に対する考え方	延べ意見数
		3	混獲や誤捕獲を回避し、駆除が適切に行われなかった場合の責任の所在を明らかにするため、駆除を行う全ての人を登録制にして、駆除する際には登録証を携帯する様にすべき。	防除従事者の台帳を整備するとともに、防除の際には確認又は認定を受けていることを証する書類を携帯することとしています。	57
		4	個人、団体などが、勝手な理由などで計画にない防除活動が行われないようにするため、計画に無い防除は禁止してほしい。	関係法令を遵守している防除について、本法でそれを禁止することはありません。	17
		5	「免許非所持者は含めない」に修正すべき。	免許非所持者を含めることができるのは、適切な捕獲と安全に関する知識及び技術を有している場合のみです。	2
		6	鳥獣保護法だけではなく、漁業法等の他の法律についても同様の定義を行う様にしてほしい。	ご意見を踏まえ、防除の実施に当たり、鳥獣保護法以外の関係法令についても遵守する旨修文します。	44
		7	「現に特定外来生物による被害が確認されている地域…」とあるが、何をもって「確認」とするのか不明である。その区域において、実際に特定外来生物による被害であるのか、環境開発などの他の要因によるものなのかを正しく確認しなければならないし、その方法を示すべきである。	防除実施計画の中で検討すべきことと考えます。	1
		8	捕獲に伴う安全の確保や、錯誤捕獲への適切な対応が図られる状況であれば、法定猟法で捕獲を行う場合に、狩猟免許所持者以外の者にも捕獲を認めるべき。	免許非所持者を含めることができるのは、適切な捕獲と安全に関する知識及び技術を有している場合のみです。	2
		9	鳥獣保護法第12条は区域の規制ではないのか。理解できなかった。	鳥獣保護法第12条は区域の規制だけではなく禁止すべき猟法も定めています。	1

項目	細項目	No	意見概要	意見に対する考え方	延べ意見数
		10	内水面の防除を行うに当って、他の生物に影響が及ばない、防除生物を選択的に防除できる方法以外は許可しないでほしい。	具体的な方法は防除の対象となる生物毎に異なり、生態系に支障がないよう配慮されているかどうか、確認・認定の都度判断することとなります。	1
		11	鳥獣保護法は在来種保護が目的であるため、捕獲に関してさまざまな規制を設けるのは理解できる。しかし、特定外来鳥獣防除に対して、鳥獣保護法の規制をこのように細かく適用する必要はない。あくまでも優先されるべきことは外来種防除の効率であるため、在来種への影響や錯誤捕獲等に配慮する程度の表現で良い。	本法に基づく防除に係る捕獲については、鳥獣保護法の規定を適用しないこととされていますので、鳥獣の保護に支障がないよう配慮事項等を細かく定めておく必要があります。	1
		12	防除を行う主体を管理把握すべき観点からも、アの記述を「防除を行う主体は、原則として、下記の要件を満たし、かつ都道府県知事(関係行政機関でも可)の承認を受けた者とする。」と訂正していただきたい。	本法に基づく防除に係る認定事務は、国の事務とされていますので、都道府県知事の承認について言及するものではありません。	1
		13	団体等、不特定多数の人の手を借りて行う駆除については参加者名簿を整備する必要があることを記述していただきたい。	従事者の台帳を整備する旨記述しています。	1
		14	誰もが確認(視認)できるよう外装等に着用を義務付けるような記述に訂正していただけるよう検討していただきたい。	(3)イに同趣旨の記述をしています。	1
		15	他の魚類や爬虫類、昆虫等に関しては、法律案に対する附帯決議の二にある、「特定外来生物の防除の実施に際しては、防除を行う地域における在来生物の混獲等への配慮や危険なわなの使用を避け、在来生物の生態系に影響を及ぼさないよう努めること。」の記述を加えていただきたい。	1(3)ウで記述しています。	2

項目	細項目	No	意見概要	意見に対する考え方	延べ意見数
		16	防除する者の認定方法と登録及び監理の方法について明記してほしい。	具体的な方法は個別の防除毎に対応すべきものです。	2
		17	駆除作業が適切に行われなかった場合(計画と違う場合)は、明確な責任の所在と厳重な罰則を課す必要がある。	防除の認定を受けた者が、その防除を適正かつ確実に実施することができなくなると認める時はその認定を取り消す旨、本法に規定されています。	2
		18	駆除作業時の監査・評価・国民への明確な説明・詳細な情報公開を徹底する」など併記する必要がある。	防除実施計画の実行状況等については、必要に応じ専門的観点から分析・評価するための検討をする場を設けることとしています。	1
		19	「それが命あるものであることにかんがみ」は、動物だけでなく全ての生物に当てはまる非常に重要な一文ではないか。例えば防除活動の際に闇雲に電流を流したり、魚類を陸地に放置するなど誤捕獲や混獲を招く恐れのある方法は禁止するべき。	ご意見は、法の運用に際して参考にさせていただきます。	1
		20	無計画・無秩序な防除活動が行われないよう、許可の方法を明示すること。違反者に対する罰則を明記することを要望する。	防除の公示に沿う場合に確認・認定をすることとしています。なお、防除に関しては罰則はなく、認定内容どおりの防除が行われなかった場合の認定の取り消しがあります。	1
		21	混獲や誤捕獲を防ぐためにも、不特定多数に頼らず、専門に実行する人員を用意することを考慮していただきたい。	具体的な方法は個別の防除毎に対応すべきものと考えます。	1
		22	従事者の台帳がなければ、従事者以外の者が関与して事故が発生した場合に責任を問うことができないため、義務とすべきであり、「従事者に対し防除の内容を具体的に指示するとともに、従事者の台帳を＜整備しなければならない＞」とすべき。	台帳がなくとも把握できる人数であれば台帳整備まで必要ないと考えます。具体的な方法は個別の防除毎に対応すべきものと考えます。	1

項目	細項目	No	意見概要	意見に対する考え方	延べ意見数
		23	鳥獣保護法が適用除外とされている限り、銃の使用については原則禁止すべきである。万一人身事故等が発生した場合、許可を下ろした国の責任が問われる。「原則として、銃器による防除は行わないこと。」とすべき。	防除の対象となる特定外来生物の性質や地域の状況によっては、銃器を使用することがあり得ると考えます。	1
		24	使用禁止猟具は鳥獣保護法第16条で所持規制を行っており、使用禁止猟具による方法は鳥獣保護法の方で行うべきで、本法によるべきではないため、イの項目に次を挿入されたい。「鳥獣保護法第9条第1項第3号に定める使用禁止猟具による方法は使用しないこと。」	鳥獣保護法第16条で所持規制を行う使用禁止猟具は、同法第12条第1項で規定される猟法に使用される猟具で環境省令で定めるもののことを言いますが、イの で「鳥獣保護法第12条第1項又は第2項で禁止している方法は使用しないこととしていますので、ご懸念の点には当たらないものと考えます。	1
					240
4-3		1	今少なくとも処分の費用負担は行政が行わなければ、安易に放獣が繰り返されてしまう。市において財政状況が厳しい中、国からの補助か、もしくは自治体に処分を義務づけるのが望ましい。実効のある市町村支援を望む。	予算措置については、今後具体的に検討していくこととしています。	1
		2	民間で自主的に動く場合にも遵守事項が必要。	関係法令を遵守していることが必要と考えます。	1
		3	個人毎に違った認識では問題があるので、独自に防除してはいけない外来種も選定したらどうか。	関係法令を遵守している防除について、本法でそれを規制することはありません。	1
		4	「国以外の者が行う防除への取り組みについて、その者は所定の手続きにより登録認定されたものでなければならない。」を追加されたい。	〃	1

項目	細項目	No	意見概要	意見に対する考え方	延べ意見数
		5	都道府県や他の者が独自に防除事業を行うにしても資金的なサポートなしには成り立たない。財政的な支援を検討する旨、明記しておくべきであり、国は、国以外の者が行う取組を促進するため、効果的な防除手法の紹介、防除技術の開発、防除体制の整備等に努め、 <u>財政的な支援についても検討するものとする。</u> 」と修正すべき。	財政的な支援については、法に根拠となる条文がないため、基本方針に明記することはできません。本法の運用に当たり、参考にさせていただきます。	2
					6